

津島市水道料金等審議会資料

令和 6 年10月
津島市上下水道部

目次

1. 津島市水道事業の概要 P. 3
 (1) 水道施設
 (2) 管路
2. 津島市水道事業の取組 P. 7
3. 公営企業である水道事業会計の仕組み . . . P. 9
4. 津島市水道事業の財政収支の状況 P. 12
5. 今後の津島市水道事業の見通し P. 16
6. 料金改定の必要性 P. 23

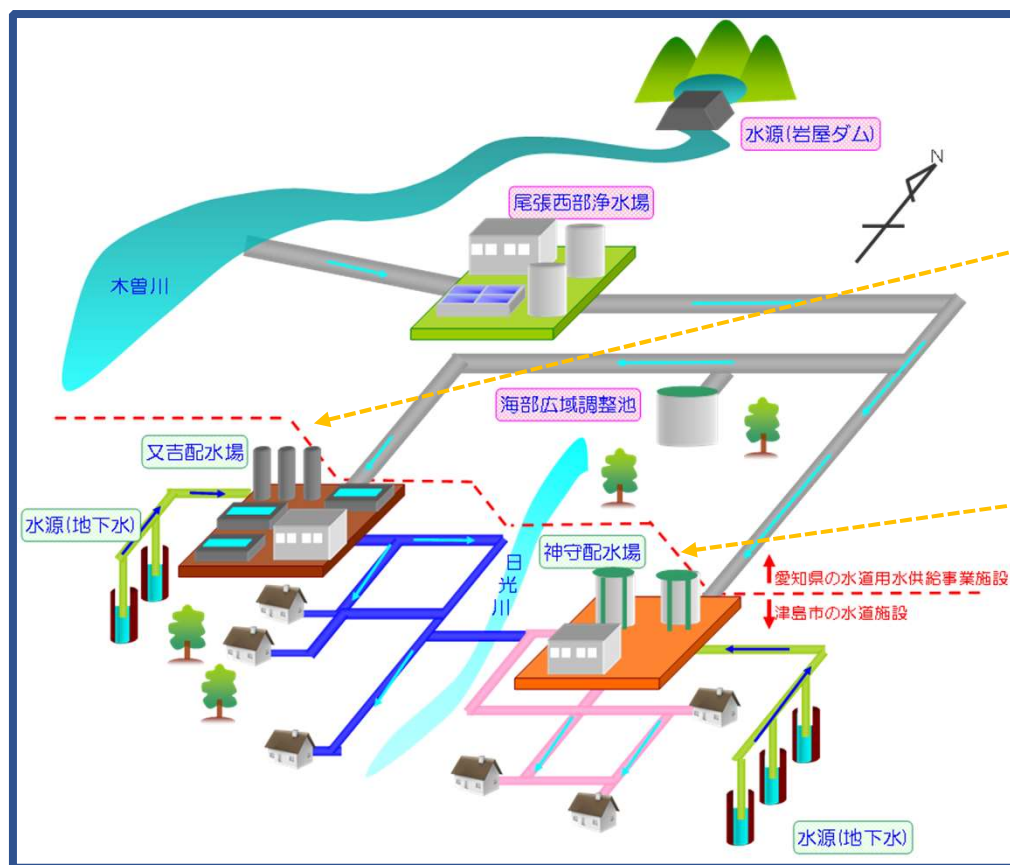
1. 津島市水道事業の概要

- ・ 供用開始 昭和31年（1956年）10月2日
※令和6年（2024年）4月1日現在
- ・ 計画給水人口 68,500人
- ・ 配水施設能力 32,800m³／日
- ・ 管路延長 約426km
- ・ 施設数
 - 配水施設数 2 箇所
 - 取水井 5 箇所
 - 配水池数 8 池

1. 津島市水道事業の概要

(1) 水道施設

水源から家庭までの水の流れ



又吉配水場



神守配水場



1. 津島市水道事業の概要

○水道水源の構成比率

令和5年度
年間総配水量

7,530,797 m³

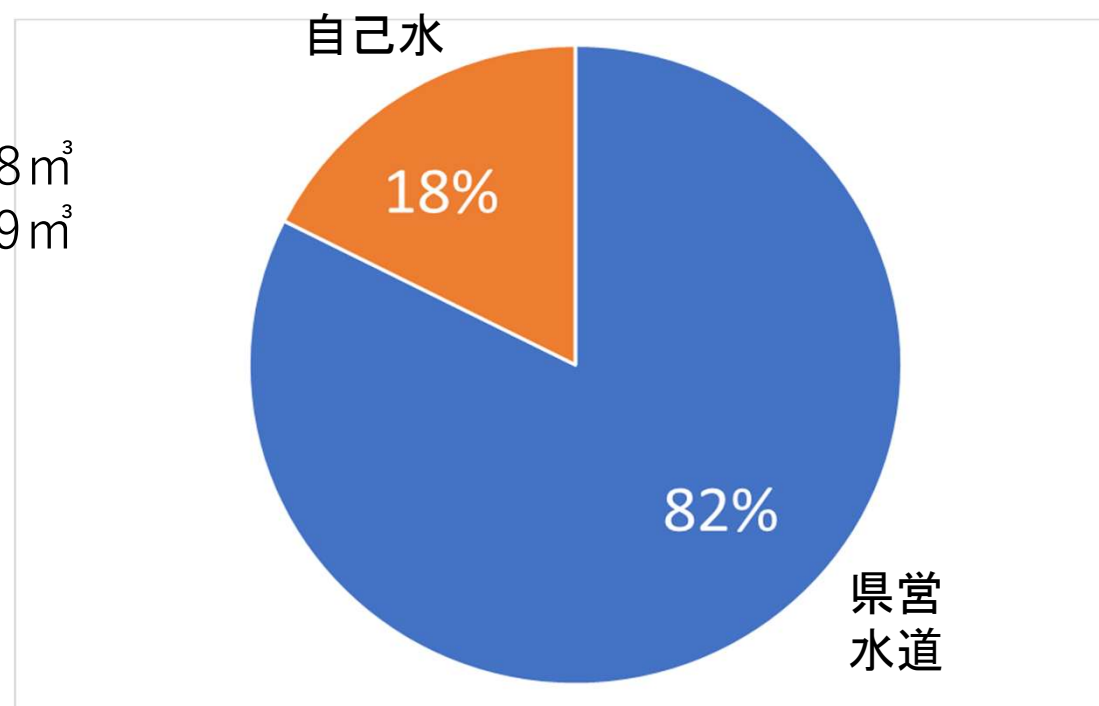
(内訳)

県営水道

6,208,268 m³

自己水

1,322,529 m³

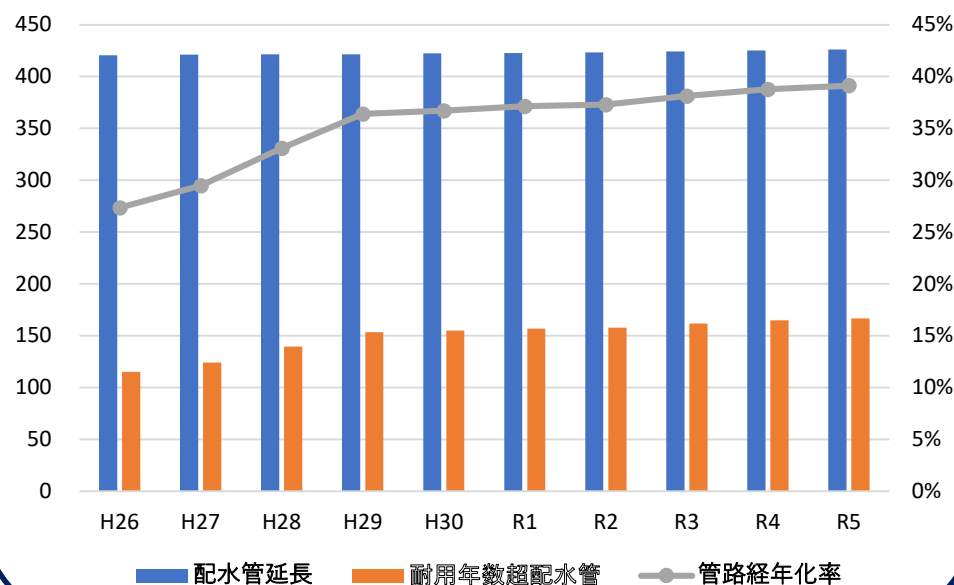


1. 津島市水道事業の概要

(2) 管路

津島市は、昭和30年(1955年)から水道事業に着手しており、令和5年度末で約426kmを管理しています。
水道管の法定耐用年数は40年となっております。
その法定耐用年数を超過した水道管が約167km、約4割に及び、今後も老朽化した管路施設が増えていきます。

配水管延長と耐用年数超配水管の推移



水道管の老朽化に伴う漏水



増加する老朽管

2. 津島市水道事業の取組

(1) 重要給水施設配水管の耐震化

基幹管路の耐震化を優先的に実施する。

〈基幹管路〉以下へ繋がる配水管本管

- ・ 災害拠点病院
- ・ 災害復旧活動拠点
- ・ 給水施設（指定避難所）

(2) 水道施設の更新・耐震化

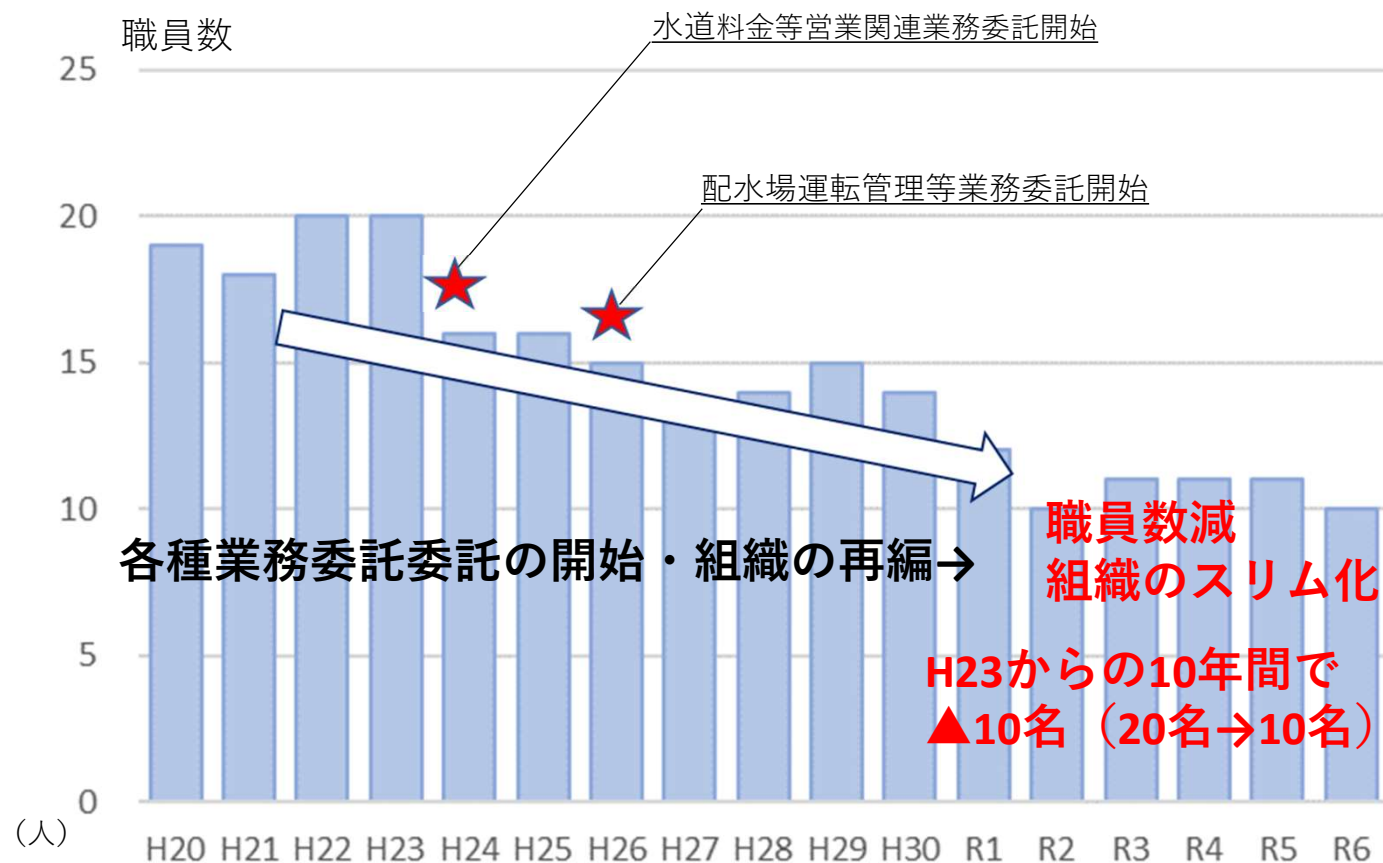
- ・ 配水池の耐震化（耐震補強）
- ・ 機械電気設備（経年化している）の更新を実施する。

(3) 管路の更新

漏水・赤水などの解消するため、布設年度の古い老朽化した配水管の更新を実施する。

2. 津島市水道事業の取組

(4) 組織の合理化



業務の効率化による職員数減や組織のスリム化を実現

3. 企業会計である水道事業会計の仕組み

公営企業会計とは

○水道事業は地方公営企業

地方公営企業法に示された地方公営企業会計制度に基づく。

独立採算制＝受益者負担の原則



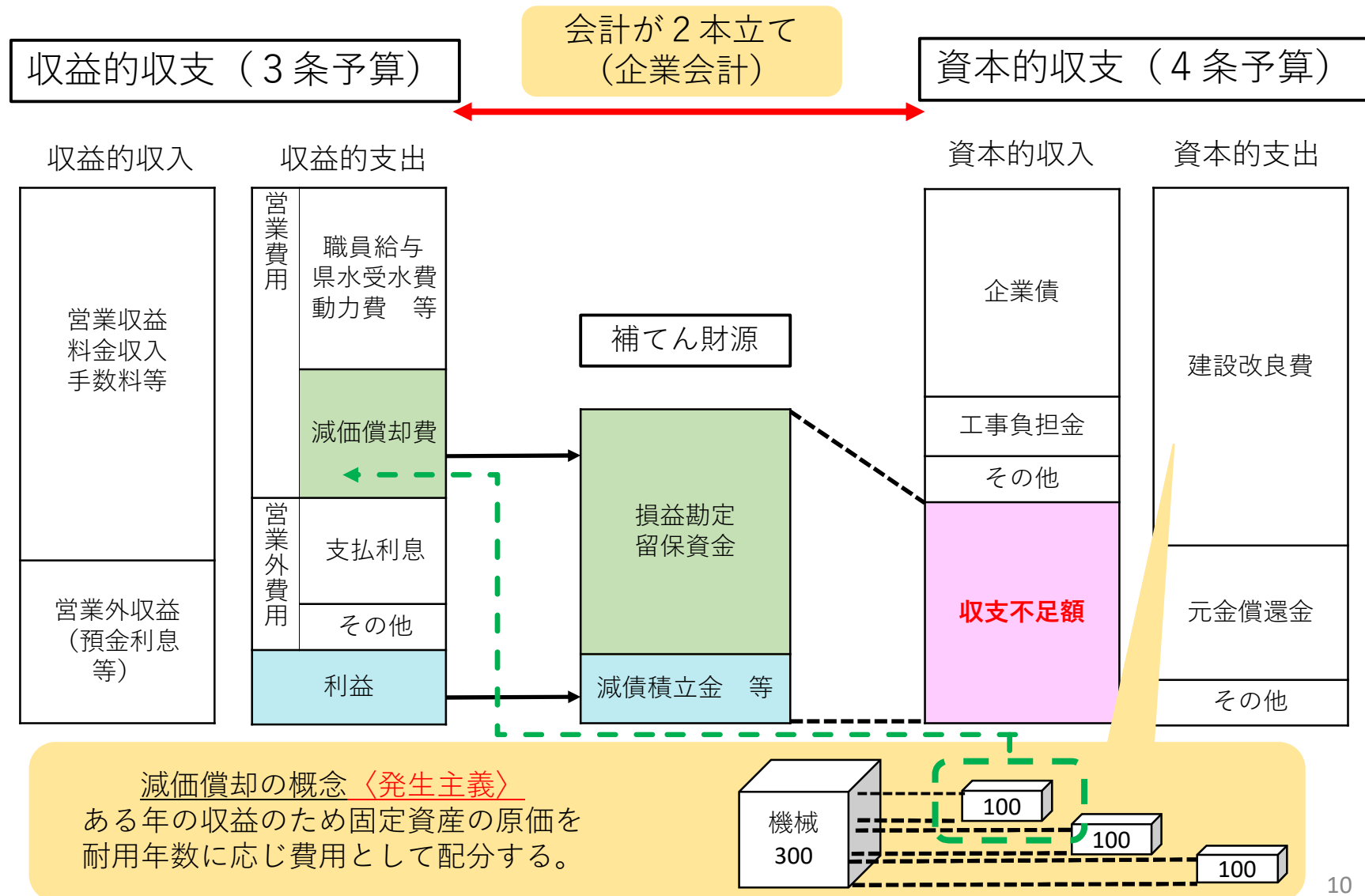
料金収入による運営が原則。（財源に税金を使えない。）

○公営企業会計：複式簿記、発生主義会計



官公庁会計：単式簿記、現金主義会計

3. 企業会計である水道事業会計の仕組み



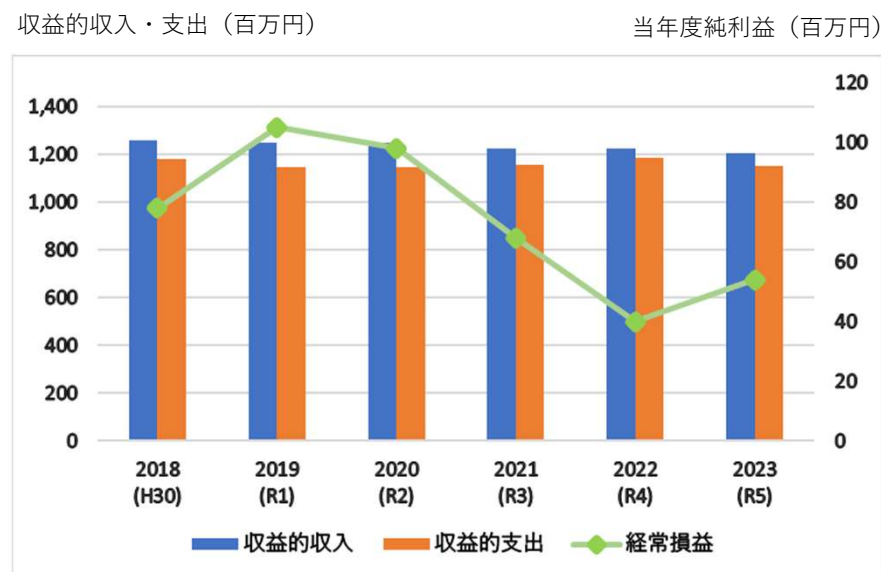
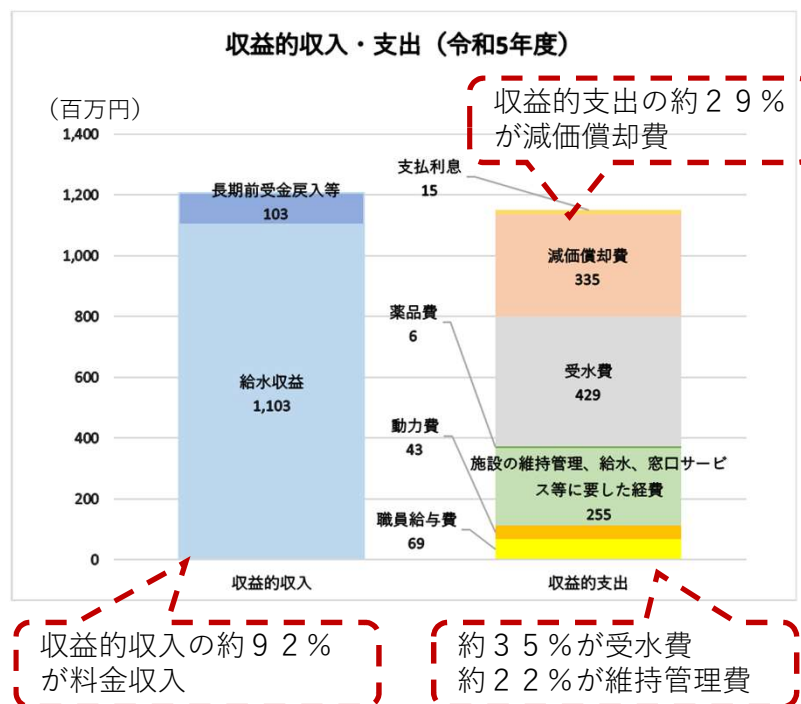
3. 企業会計である水道事業会計の仕組み

健全な経営を維持するためには、水道料金等の収入によって、水道水を届けるための費用（収益的支出）や水道施設の整備・更新にかかる費用（資本的支出）を賄わなければならない。

そのため、今後必要となる施設の更新・耐震化や財政状況を把握し、将来を見据えた経営を行っていくことが求められる。

4. 津島市水道事業の財政収支の状況

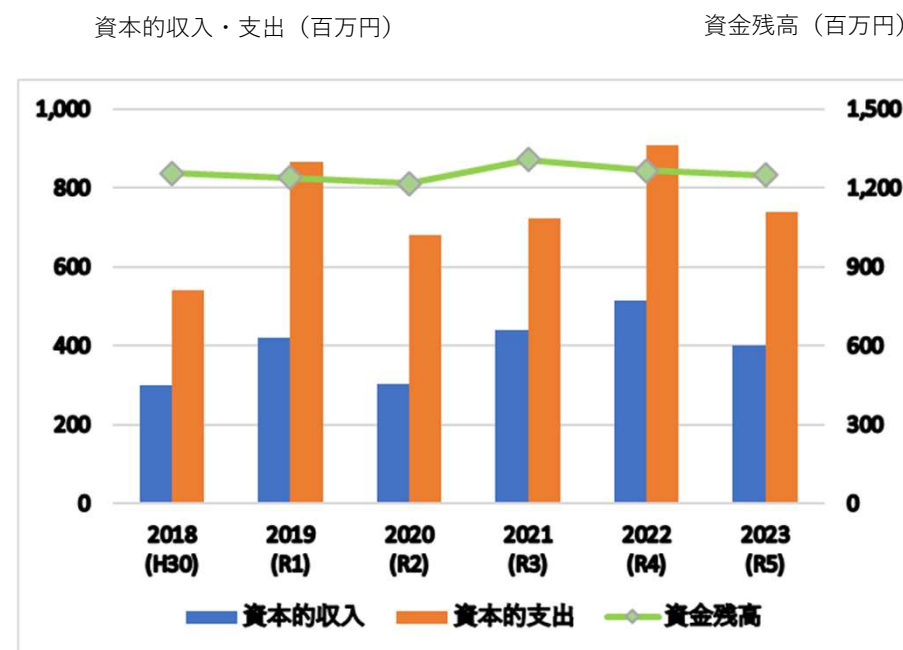
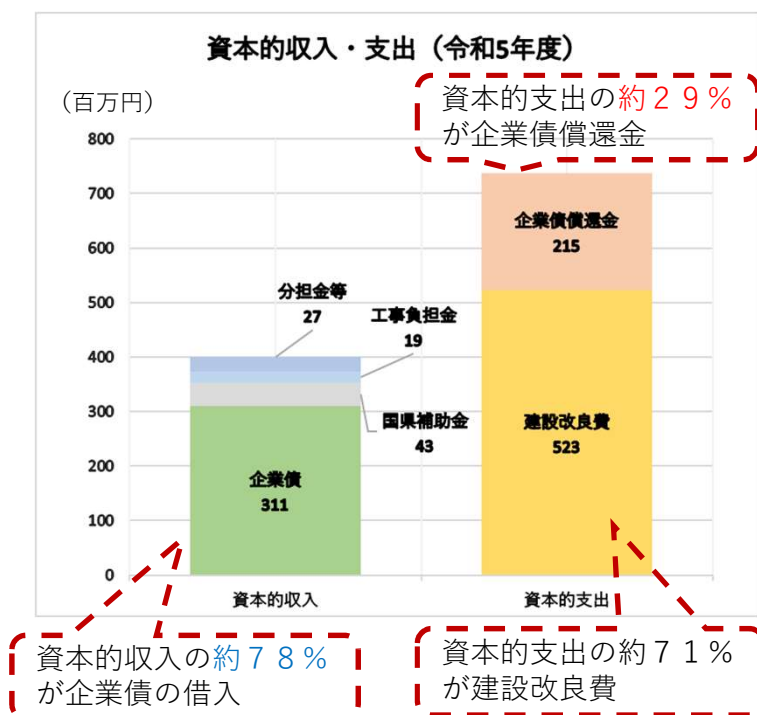
(1) 収益的収支 (3条予算)



- 収益的収入のうち、約 92% は水道料金による収入である。
- 収益的収入は、収益的支出を上回り毎年純利益が確保できている。
- 純利益は年々減少傾向である。

4. 津島市水道事業の財政収支の状況

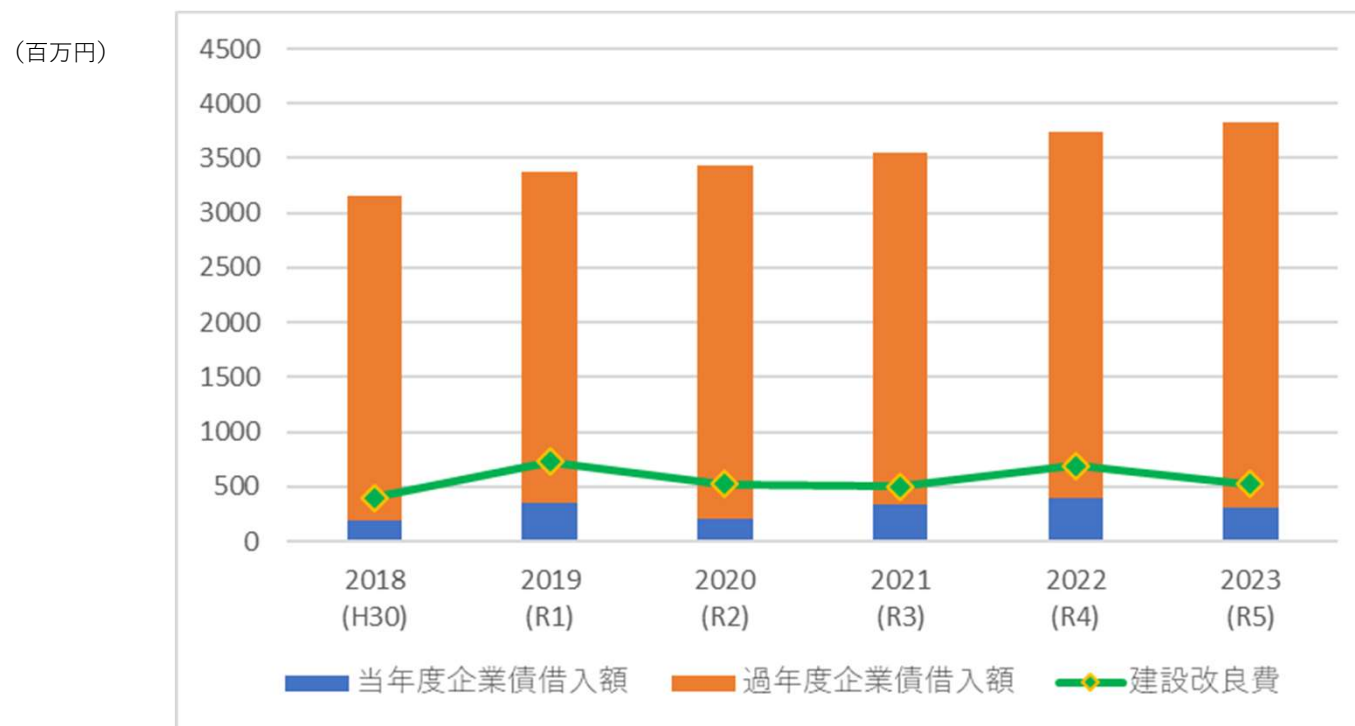
(2) 資本的収支 (4条予算)



- 資本的収入のうち、約78%は企業債借入による収入である。
- 資本的支出のうち、約29%は企業債償還金である。
- 資金残高は、ほぼ横ばいである。

4. 津島市水道事業の財政収支の状況

(3) 企業債残高



- 企業債残高は、年々増加し約38億円となっている。
- 企業債借入額は、毎年建設改良費の約60%程度となっている。

4. 津島市水道事業の財政収支の状況

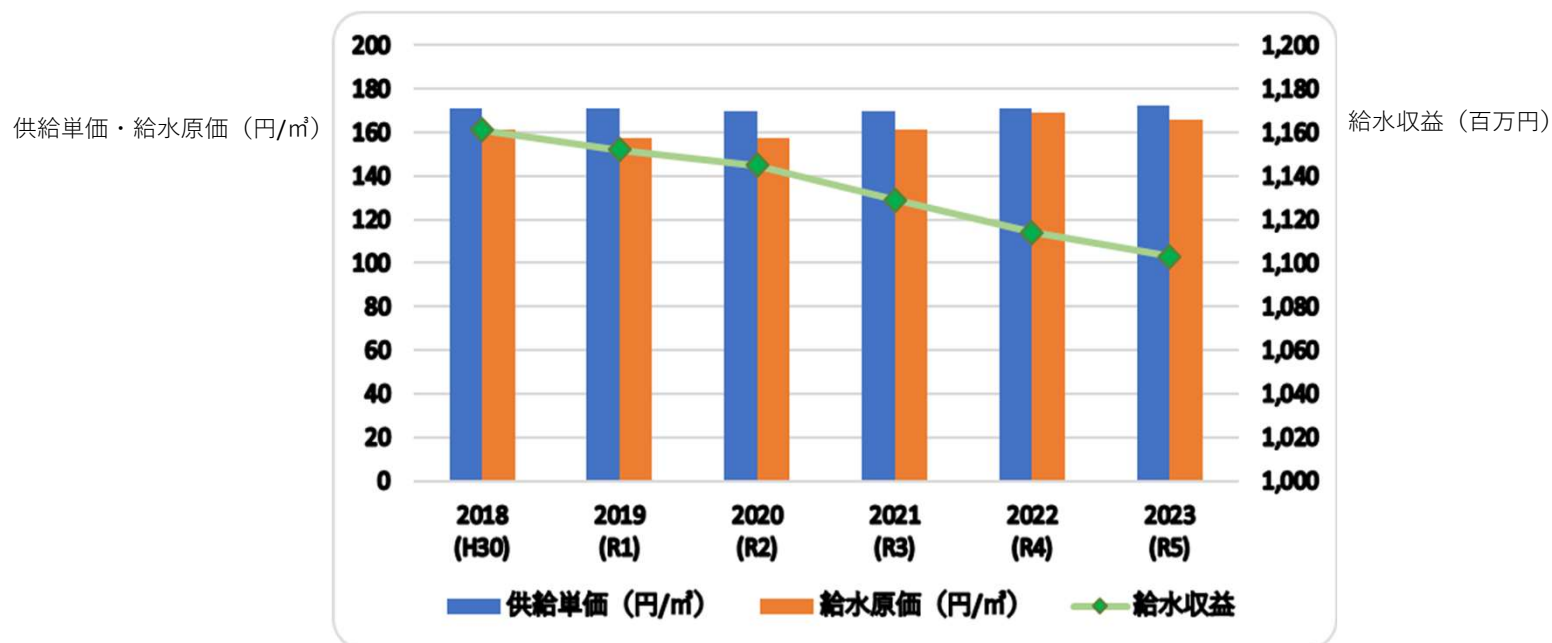
(4) 供給単価と給水原価

●供給単価が給水原価を上回り、現状は黒字の状態である。

供給単価 = 水道水1m³を販売するときの金額【給水収益 / 年間有収水量】

給水原価 = 水道水1m³をつくるために要した金額

【(経常費用 - 長期前受金戻入) / 年間有収水量】



5. 今後の津島市水道事業の見通し

(1) 津島市水道事業の今後の課題

料金収入は減少、一方で、県水受水費など維持管理経費と設備投資は増加

○愛知県営水道の料金値上げ
○物価高騰による経費・工事費等の上昇
○老朽施設の更新・改修
○企業債償還の増加

費用の増加



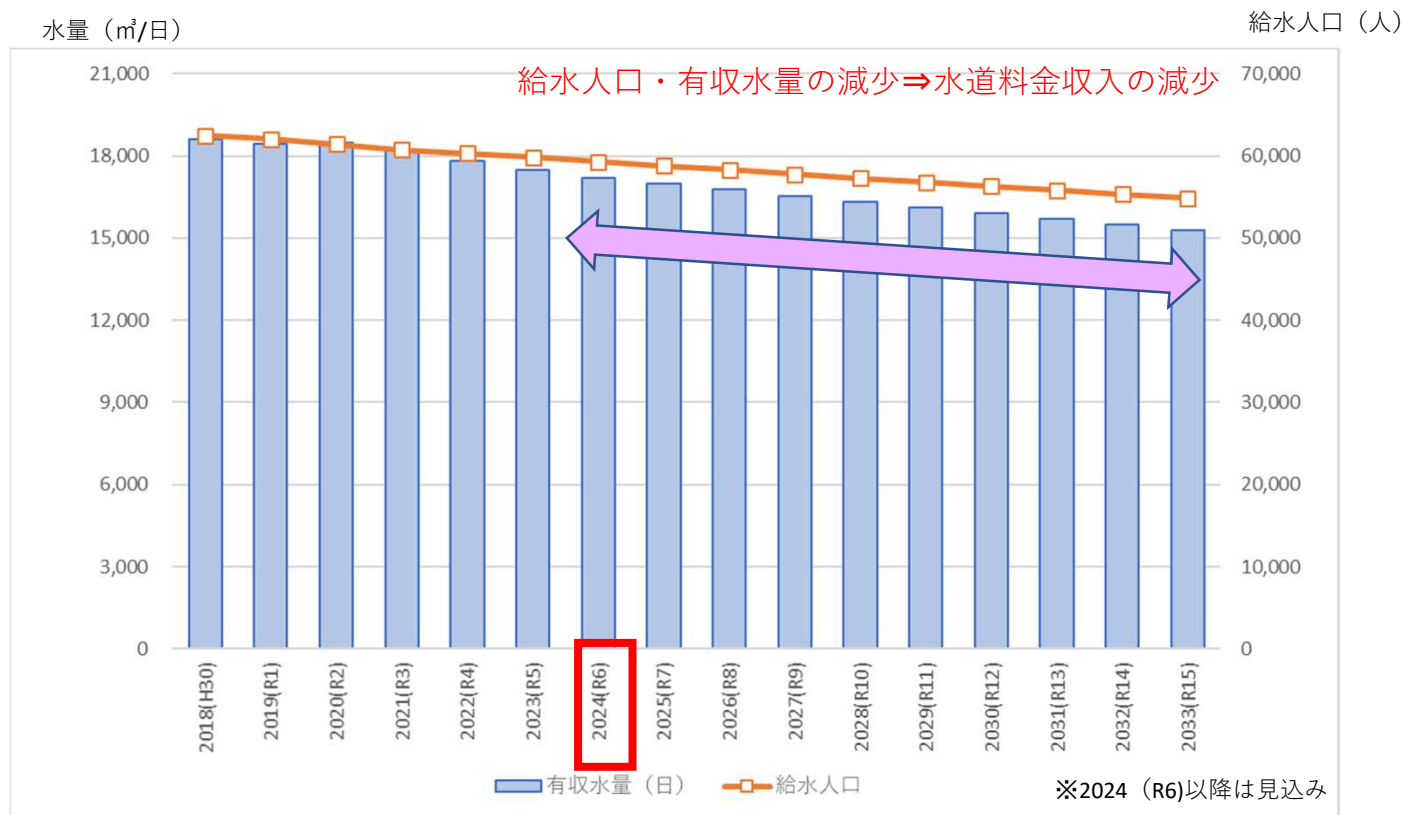
○水需要の減少
・人口の減少
・節水器の普及等

収入の減少



5. 今後の津島市水道事業の見通し

(2) 給水人口と有収水量の推移



給水人口と有収水量は年々減少する見通し。

①給水人口は、5年後は約5%減

②有収水量は、5年後は約7%減

5. 今後の津島市水道事業の見通し

(3) 水需要減少に伴う影響

- ①一日平均有収水量は、
5年後の令和10年に $1,159\text{m}^3/\text{日}$ 、
さらに5年後の令和15年に $1,022\text{m}^3/\text{日}$
減少する見通し
- ②令和5年度の供給単価：約 $172.26\text{円}/\text{m}^3$ の場合
→有収水量が $1,159\text{m}^3/\text{日}$ 減少すると、
一日約20.0万円、年間約7,300万円の減収となる

5. 今後の津島市水道事業の見通し

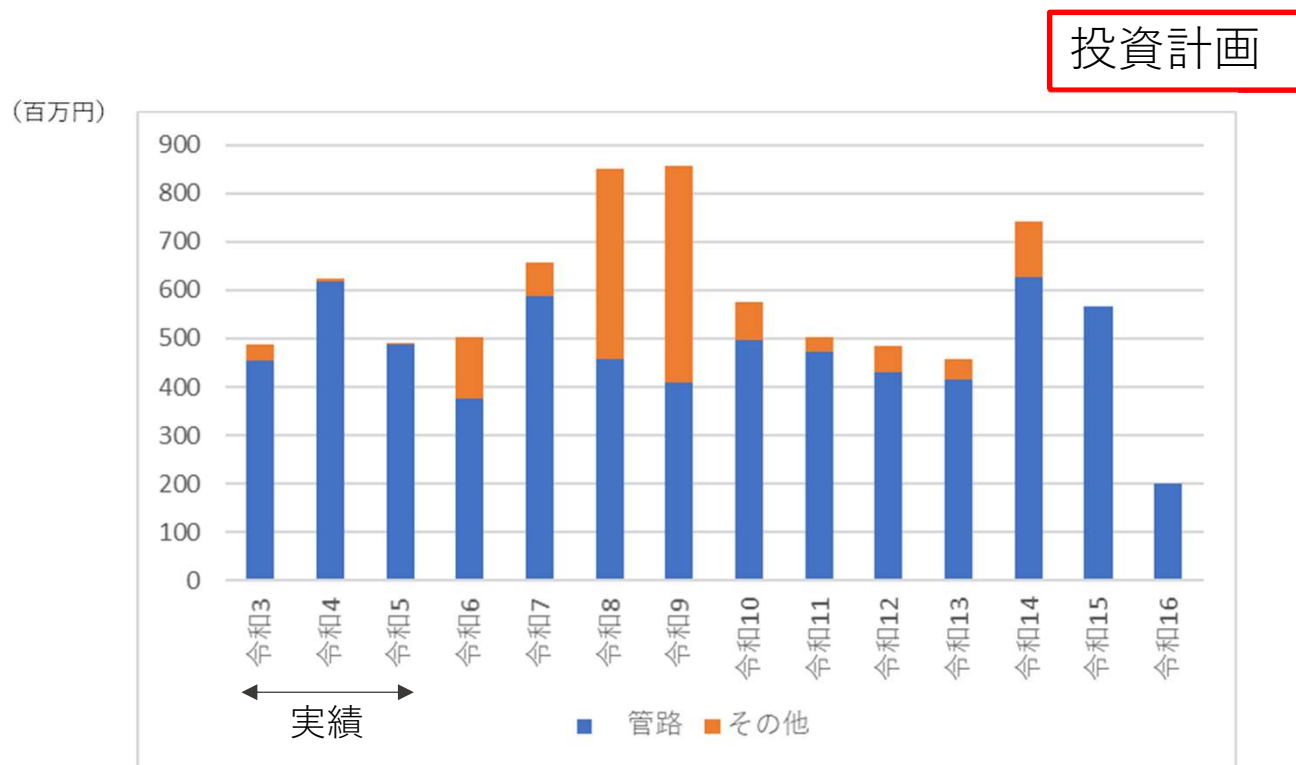
(4) 愛知県営水道の料金値上げに伴う影響

- ①愛知県営水道の料金は、
 - ア 令和6年10月1日に2円/m³、
 - イ 令和8年4月1日に4円/m³の2段階で
使用料金単価の改定を行う
- ②令和5年度の県水受水量（6,208,268m³）の場合の影響（現状からの増加額）
 - ア 令和6年10月1日の値上げで、
年間約1,400万円の県水受水費の増加となる
 - イ 令和8年4月1日の値上げで、
年間約4,100万円の県水受水費の増加となる

5. 今後の津島市水道事業の見通し

(5) 今後必要な整備事業の投資計画

中長期的な更新需要を基に、事業執行体制なども考慮し、投資額の平準化を図る



5. 今後の津島市水道事業の見通し

令和7年度から令和16年度に
計約60億円（単年度2～9億円）の投資が必要

・管路

基幹管路の耐震化と老朽管の更新が中心

→令和7年度から令和15年度まで

毎年4～6億円程度の投資が必要

・施設

配水場の電気設備の更新と施設の耐震化

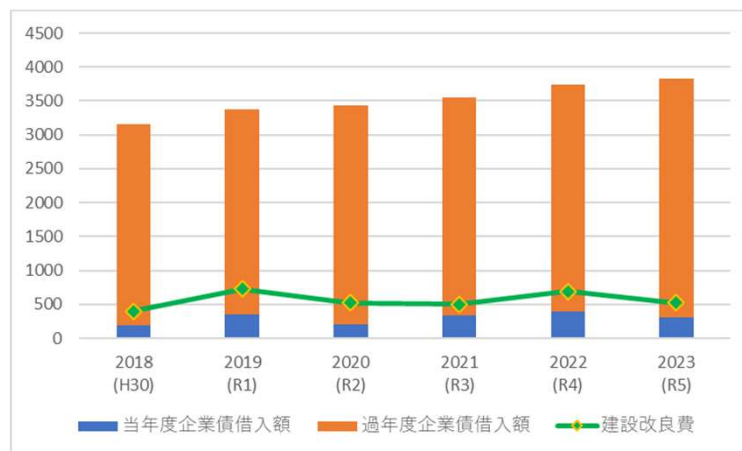
→特に神守配水場電気設備更新のため、

令和8、9年度はそれぞれ年間4億円程度の投資が必要

5. 今後の津島市水道事業の見通し

(6) 企業債残高（再掲）

(百万円)



●企業債残高は、年々増加し約38億円となっている。

●企業債借入額は、毎年建設改良費の約60%ほどである。

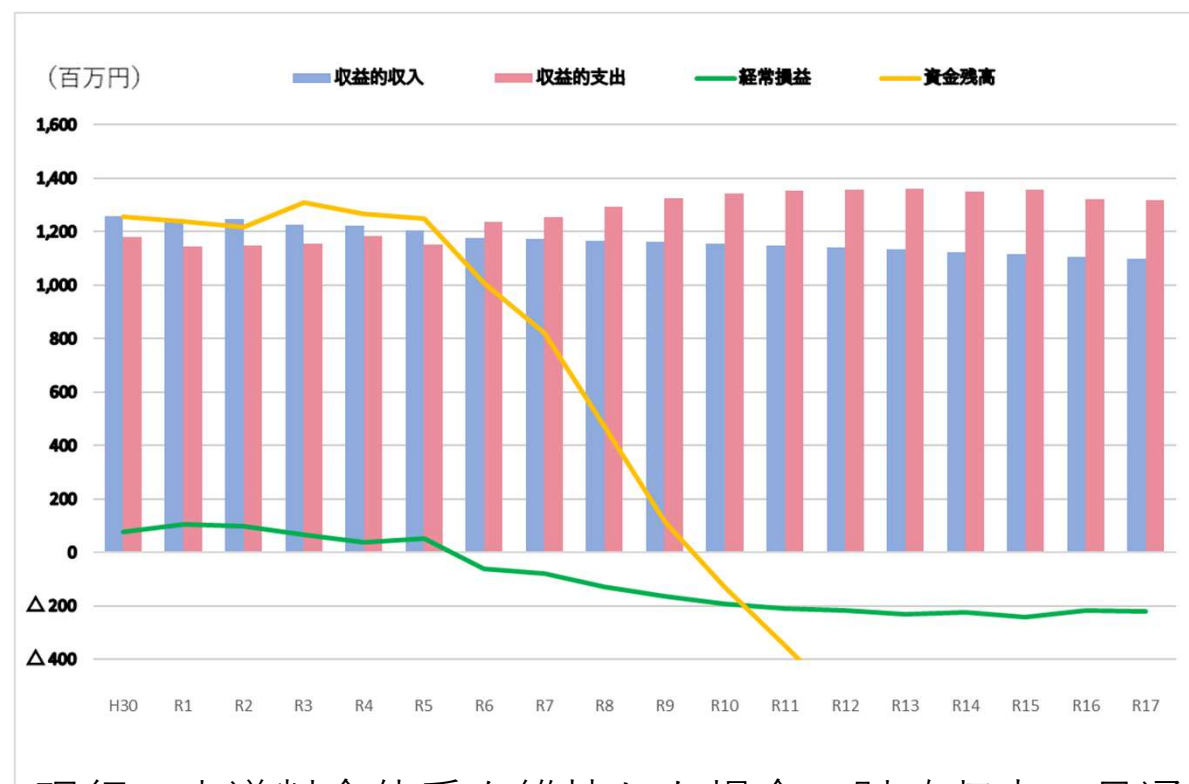
これまでと同じ水準の建設改良費の約60%で企業債の借入を行うと

⇒今後資金難に陥る

→経営を成り立たせるためには企業債の借入を現状の残高水準にとどめる必要があり、企業債借入は建設改良費の約40%程度にする必要がある

6. 料金改定の必要性

- (1) 現行の水道料金で必要な事業を実施する場合
収益的収支が単年度赤字が増大するとともに、
→近い将来資金が不足し、水道事業経営が成立しなくなる
(破たん)



現行の水道料金体系を維持した場合の財政収支の見通し

6. 料金改定の必要性

(2) — ① 料金改定を行わない場合

財政赤字の下 での事業運営

- ・赤字経営をしながら水道水を利用者に届ける
- ・将来的な水需要減 → 給水収益減
一方で水道水を提供するための費用は固定
→ 収支バランスが崩れる
- ・資金についても不足し破綻してしまう

施設や管路の 更新・耐震化 の先送り

- ・財源不足による老朽施設や老朽管の更新の先送り
- ・災害対策の未実施
→ 漏水等により、水道水の安定供給が脅かされる

一般会計から の繰入

- ・財政赤字の解消のために、一般会計から繰入を行う
→ 水道事業のあるべき姿（独立採算制）から逸脱

6. 料金改定の必要性

(2) — ② 料金改定を行う場合

黒字経営の維持

- ・ 黒字経営の維持
→ 将来にわたる資金繰りが可能

適正な時期に施設や管路の更新・耐震化

- ・ 重要度等を考慮した優先順位により管路や施設を更新→無駄のない事業経営を行う
- ・ 管路や施設の耐震化を老朽施設更新と同時に実施

独立採算制の保持

- ・ 水道事業の本来あるべき姿である独立採算制を保つ
- ・ 一般会計からの繰入金が必要
→ 市が運営する他事業のサービス拡充が可能

将来見通しから明らかとなった給水収益の減少や施設の更新などにおける課題を解決するためには、水道料金改定が必要